

荏田町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について

荏田町におけるカーボンニュートラルの実現に向けた総合的な取組の推進のため、本年度「荏田町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。現在、計画における温室効果ガスの削減目標値や目標達成のための施策を検討しており、令和7年度第3回環境審議会からご審議いただけるよう準備を進めています。

1. 計画策定の背景

近年、地球温暖化の影響が世界各地で顕在化し、自然災害の増加や生活環境の変化が深刻な課題となっています。

2025(令和7)年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、国は、2050年カーボンニュートラル(ネット・ゼロ)の実現を目指すとともに、中間目標として、2013(平成25)年度比で2030(令和12)年度に46%、2035(令和17)年度に60%、2040(令和22)年度に73%の温室効果ガス排出削減を掲げています。

本町におきましても、2022(令和4)年6月に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、取り組みを進めているところですが、町民・事業者・行政が連携・協力して、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するため、荏田町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定することといたしました。

2. 計画の策定根拠

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条において、市町村(指定都市等を除く)には、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定が努力義務として規定されています。

(法第21条4)

市町村(指定都市等を除く。)は、地方公共団体実行計画において、第2項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

3. 計画期間

計画期間は、2026(令和 8)年度を開始年度、2033(令和 15)年度を目標年度とする 8 年間とします。これは、第 3 次かんた環境未来図(苅田町環境基本計画)の計画期間(令和 6～15 年度)に合わせ、次期計画を環境基本計画と一体的に改定するためです。なお、温室効果ガス排出量の基準年度は、国の基準年と合わせて、2013(平成 25)年度とします。

2013 (H25)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
基準 年度	計画 開始	-----	-----	-----	-----	-----	-----▶	目標 年度



国の目標年度(46%削減)

削減目標については、現時点では未定ですが、国の目標に準じて設定する予定です。計画に規定する施策により、実現可能な目標値を設定したいと考えています。